

平成 27 年度 水資源機構営事業再評価技術検討会（第 1 回）における質疑・意見と回答

番号	委員名	質 疑 ・ 意 見	第 1 回技術検討会における回答	第 2 回技術検討会 回答	備 考
1	凌委員	評価書の【評価項目のまとめ】において、「次世代へ継承する意義は非常に大きい」とあるが、具体的なデータがない。人口、農業人口が減少するなかで農業経営規模を拡大して継承するということは理解できるが、「次世代へ継承する」ということについて、何らかのバックデータが必要ではないか。	確認のうえ次回の技術検討会で回答する。	「次世代へ継承する」については、農業人口の減少、兼業農家が減少しているなか、農業経営規模が拡大し、集落営農組織による農地集積が進んでいる地域であることから、「次世代へ継承する」ということを記載しているが、現在提示しているデータ以外で次世代へ継承することを示すようなデータを提示することが困難なため、「次世代へ継承する」の語句を削除し、文脈を考慮して一部文章を修正する。	
2	古賀委員	再評価概要の記載内容について、難しい用語が多いため、一般の方が見る資料として作成しているのであれば注釈の記入や具体例があっても良いのではないかと（要望）。	本文への書き込みや参考資料を添付するなどわかりやすい資料とする。	同左（資料修正無し）	参考資料により専門用語解説を作成する。
3	古賀委員	賦課金は改良区がまとめて徴収していると思うが、その合計金額は経年的にまとめて提示出来るか。	合計額は算定出来るが、賦課金の詳細は改良区しか把握できていない。 事業効果により受益者負担がどの程度軽減されるかを示す内容は今回の資料には含まれていない。次回説明時に、事業計画時に地元説明を行った、機構営事業に係る特別賦課金、経常賦課金に関するデータを提示することは可能である。 グラフ等で賦課金の内容が把握出来る資料を作成する。	水資源機構管理施設の土地改良区へ請求を行っている額については、施設供用後、減少を続けており、維持管理費の低減が図られていることが窺える。 また、水資源機構営に係る賦課金については、維持管理費の低減により減額が図られており、その結果、二期事業に伴う建設費負担金についてはこれまでの維持管理費（水資源機構営、県営等改良区管理施設対象）の範囲内となっている。	

番号	委員名	質 疑 ・ 意 見	第 1 回技術検討会における回答	第 2 回技術検討会 回答	備 考
4	弓削委員	本事業では景観に対する配慮が不十分であると思われます。景観配慮については、農水省の手引きや技術マニュアルが公開されていますが、それらに記載されている手法を踏襲されて計画されたようには思われませんでした。 例えば、本事業では主に農業水利施設が視対象となっていますが、それらを遠景、中景、近景のスケールでどのように捉えたのか読み取れません。また、視点場の設定やデザインコードについてもほとんど検討されていないようです。生態系については、学識経験者や漁業者の意見を反映させたようですが、景観についてはそうした記載がなく、農水省の手引きなどを参考にされたようにも思われません。機構独自のマニュアルなどを参考にされたのであれば、その内容をどのように踏まえて配慮されたのか、説明が必要ではないでしょうか。今回の施設は、地元住民の方が比較的良く目にする位置に建設されているようですので地元の方の意向を反映させる努力が望まれますが、そうした対応が資料からは読み取ることができませんでした。		両筑平野用水二期事業の景観配慮につきましては、事業計画時点となる、事業計画書(案)〔H16 年度〕に記載された「環境配慮に関する整備方針」に基づき実施する計画であり、農水省が作成した、「農業農村整備事業における景観配慮の手引き (H19 年 6 月)」、「美の里づくりガイドライン (H16 年 8 月)」よりも以前に計画されていたことから、事業計画時点での整備方針には手引きやガイドラインが盛り込まれた計画になっておりません。 しかしながら、H16 年 6 月の景観法公布後、農林水産省、国土交通省、地方公共団体が景観に関する条例やガイドライン、景観法に基づく景観計画などが策定している背景を踏まえて、水資源機構では、第 2 期中期計画 (H20～H24 年度) のなかで、「景観に配慮した施設整備」を行うことを位置付け、水資源機構全事務所で、景観の点検を行い、施設の新築・改築・修繕において景観に配慮した施設整備に取り組むこととし、H20 年度に景観点検の実施、「景観に配慮した施設整備のための手引き書」を作成し、景観に配慮した施設整備を進めることとしております。 これらにより、両筑平野用水二期事業の事業実施時においては、手引き書及び筑後川局において「筑後川局管内における施設の色彩ガイドライン (H20 年 11 月)」を定め、実施設計段階において、関	

番号	委員名	質 疑 ・ 意 見	第 1 回技術検討会における回答	第 2 回技術検討会 回答	備 考
				係機関や地域住民の意向などを考慮して、周辺環境に配慮した設計、施工に努めています。また、H23 年度からは、景観コンセプトを作成し、景観コンセプトに基づき施設整備を進めております。 委員のご指摘のとおり、上記の内容が資料-5（再評価概要）及び資料-6（基礎資料（案））への記述が不十分であることから、資料-5、資料-6 に機構の景観配慮に対する取り組み内容を追記します。	
5	弓削委員	現場で開水路にフタをし、動物の往来ができるようにしたとの説明を受けましたが、どのような種を想定されているのでしょうか。材料がコンクリートなどの人工物のようなので夏場は極めて高温になると思われます。資料 6 によると対象種はカエルなどであると思われますが、こうした小型の動物である場合は、移動経路としては厳しいと思われます。		生態系の配慮としまして、開水路改築時における移動経路確保の対象種は、環境調査等よりニホンヒキガエルとしています。ただし、ニホンヒキガエルを補食すると思われる爬虫類の水路内への転落防止も踏まえ、対象種を「ニホンヒキガエル等」と整理しております。 事業計画時点の「環境配慮に関する整備方針」では、移動経路の確保として、開水路に渡板を設置することを検討しておりましたが、周辺の樹木からの落ち葉等水路内への混入が多い地域であるため、事業実施時（実施設計時）に維持管理上の安全面での配慮（開水路内への人の転落防止）により、渡板の構造をコンクリート製のものとし、開水路にコンクリート蓋を設置しております。 基礎資料（案）の写真は、事業実施（工事完了）直後であり、工事により枝葉等	

番号	委員名	質 疑 ・ 意 見	第 1 回技術検討会における回答	第 2 回技術検討会 回答	備 考
				を一部伐採したため、日差しが入っておりますが、完了後数年が経過した現在では、枝葉が伸びてきており、枝葉が日差しを防ぐ役割をしていること及び落ち葉等が蓋の上に覆っていることから、事業実施直後よりは、カエル等が移動しやすい環境になってきていると考えております。 現況の状況を把握していただくために、基礎資料（案）に開水路の現況写真を追加させていただきます。 なお、委員からのご指摘を踏まえ、今後、移動経路の効果についてのモニタリングの実施について検討して参りたいと考えております。	
6	弓削委員	資料-5 の P.2 「3. まとめ(2)」にネギおよびレタスの主要産地である旨が記載されていますが、この前には全く言及されていません。P.5 の「評価項目のまとめ」にも同様の表現がありえます。資料 6 にも土地利用型の作物に関するデータはありますが、これら野菜に関する情報がありませんので、奇異に思えました。こうした表現を載せるのであれば、どこかに根拠となるデータが必要ではないでしょうか。		資料-5 P.2 「3. まとめ(2)」につきましては、委員のご指摘のとおり、前段に「ねぎ」及び「レタス」の記載はございません。資料-6（基礎資料（案））の P.20 に主要作物の市町村ランキングを整理しており、こちらで「ねぎ」及び「レタス」が主産地であることを確認できます。 資料-5 に資料-6 基礎資料（案） P.20.21 の「主要作物の市町村ランキング」を記述することで対応したいと考えております。	